

○厚生労働省令百五十六号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第六項第九号、第十一条第一項、第十四条第一項、第十四条の二第二項及び第五十六条の二第一項の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十一月二十九日

厚生労働大臣 福岡 資麿

症の区分（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「五類感染症指定区分」という。）に応じ、原則として当該各項の下欄に定める病院又は診療所のうち当該五類感染症指定区分の感染症に係る指定届出機関として適当と認めるものについて行うものとする。

(略)	(略)	(略)
二	RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症を除く。）、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、急性呼吸器感染症、新型コロナウイルス感染症及びヘルパンギーナ	診療科名中に内科又は小児科を含む病院又は診療所
(略)	(略)	(略)

2 法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める疑似症（以下「疑似症」という。）は、発熱、呼吸器症状、発しん消化器症状又は神経症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したものとし、同項の規定による疑似症の発生の状況の届出を担当させる指定届出機関の指定は、集中治療その他これに準ずるものを提供することができる病院又は診療所のうち疑似症に係る指定届出機関として適当と認めるものについて行うものとする。

（感染症の発生の状況及び動向の把握）

第七条 (略)

2 法第十四条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、前条第一項の表の二の項の上欄に掲げる五類感染症に係るものについて前項第一号の指定届出機関が届け出る場合にあつては診断した患者（入院を要すると認められる者に限る。）に係る集中治療室及び人工呼吸器の使用の有無に関する事項（インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症を除く。）及び新型コロナウイルス感染症の患者を診断した場合に限る。）並びに脳波検査その他急性脳症の発生の有無を判断するために必要な検査の実施に関する事項（インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症を除く。）の患者を診断した場合に限る。）とし、前条第一項の表の五の項の上欄に掲げる五類感染症に係るものにあつては原因となつた病原体の名称及びその識別のために行った検査の方法とする。

3 5 (略)

(指定届出機関の指定の基準)

第七条の三 法第十四条の二第一項に規定する五類感染症は、RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症を除く。）、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、急性呼吸器感染症、クラミジア肺炎（オウム病を除く。）、新型コロナウイルス感染症、百日咳、ヘルパンギーナ及びマイコプラズマ肺炎とし、同項の規定による五類感染症の患者の検体又は当該感染症の病原体の提出を担当させる指定届出機関の指定は、地域における感染症に係る医療を提供する体制、保健所の設置の状況、人口等の社会的条件、地理的条件等の自然的条件その他の地域の実情を勘案して、原則として診療科名中に内科若しくは小児科を含む病院若しくは診療所又は衛生検査所のうち当該五類感染症に係る指定届出機関として適当と認めるものについて行うものとする。

の区分（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「五類感染症指定区分」という。）に応じ、原則として当該各項の下欄に定める病院又は診療所のうち当該五類感染症指定区分の感染症に係る指定届出機関として適当と認めるものについて行うものとする。

(略)	(略)	(略)
二	インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症を除く。）、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、急性呼吸器感染症、新型コロナウイルス感染症	診療科名中に内科又は小児科を含む病院又は診療所
(略)	(略)	(略)

2 法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める疑似症（以下「疑似症」という。）は、発熱、呼吸器症状、発しん消化器症状又は神経症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したものとし、同項の規定による疑似症の発生の状況の届出を担当させる指定届出機関の指定は、集中治療その他これに準ずるものを提供することができる病院又は診療所のうち疑似症に係る指定届出機関として適当と認めるものについて行うものとする。

（感染症の発生の状況及び動向の把握）

第七条 (略)

2 法第十四条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、前条第一項の表の二の項の上欄に掲げる五類感染症に係るものについて前項第一号の指定届出機関が届け出る場合にあつては診断した患者（入院を要すると認められる者に限る。）に係る集中治療室及び人工呼吸器の使用の有無に関する事項並びに脳波検査その他急性脳症の発生の有無を判断するために必要な検査の実施に関する事項（インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症を除く。）の患者を診断した場合に限る。）とし、前条第一項の表の五の項の上欄に掲げる五類感染症に係るものにあつては原因となつた病原体の名称及びその識別のために行った検査の方法とする。

3 5 (略)

(指定届出機関の指定の基準)

第七条の三 法第十四条の二第一項に規定する五類感染症は、インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症を除く。）とし、同項に規定する五類感染症の患者の検体又は当該感染症の病原体の提出を担当させる指定届出機関の指定は、地域における感染症に係る医療を提供する体制、保健所の設置の状況、人口等の社会的条件、地理的条件等の自然的条件その他の地域の実情を勘案して、原則として診療科名中に内科若しくは小児科を含む病院若しくは診療所又は衛生検査所のうち当該五類感染症に係る指定届出機関として適当と認めるものについて行うものとする。

別記様式第三

厚生労働大臣 殿

検疫所（支所）

動物又はその死体を輸入するので、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第56条の2の規定により届け出ます。

なお、同法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）を遵守し、記載事項に虚偽がないことを誓約します。

届出年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

氏 名 _____

住 所 _____

連絡先電話番号 _____
(法人の場合、名称、所在地及び代表者の氏名)

① 種 類			
② 数 量			
③ 原 産 国	④ 由 来		
⑤ 用 途	⑥ 搭載船舶（航空機）名		
⑦ 輸出国及び積出地	⑧ 到着地及び保管場所		
⑨ 搭載年月日	⑩ 到着年月日		
⑪ 船荷証券又は航空 運送状の番号	⑫ 衛生証明書の発行番号		
⑬ 衛生証明書の記載に係る 動物の性別、年齢及び 個体識別上の特徴			
⑭ 荷送人の氏名及び住所 (法人の場合、名称、所在地 及び代表者の氏名)			
⑮ 荷受人の氏名及び住所 (法人の場合、名称、所在地 及び代表者の氏名)			
⑯ 輸入後の保管施設の 名称及び所在地 (個人の場合、氏名及び住所)			
⑰ 輸送中の事故の概要			
備考（検疫所使用欄）	届出を受理した旨		

注意 用紙の大きさは、A4とすること。

別記様式第三を次のように改める。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和七年四月七日から施行する。ただし、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別記様式第三の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(指定届出機関及び指定提出機関の指定に関する経過措置)

第二条 都道府県知事は、この省令の施行前においても、この省令による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（以下「新令」という。）第六条第一項又は第七条の規定の例により、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第十四条第一項又は第十四条の二第一項の規定による指定をすることができる。この場合において、当該指定は、この省令の施行の日にその効力を生ずる。

(様式に関する経過措置)

第三条 附則第一条ただし書に掲げる規定の施行の際現にあるこの省令による改正前の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（次項において「旧令」という。）別記様式第三により使用されている書類は、新令別記様式第三によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧令別記様式第三による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。